

認定手続開始通知書（輸出者用）
（保護対象営業秘密関係）

令和 年 月 日
開始通知 第 号
（開始通知書番号）

殿
（税関官署の長） 印

貴殿が令和 年 月 日に輸出申告した貨物は、関税法第69条の2第1項第4号（同法第75条において準用する場合を含む。）に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の3第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、当該貨物がこれに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

記		
1. 申告番号		
2. 申告年月日	令和 年 月 日	
3. 疑義貨物	品 名	数 量
4. 不正競争差止請求権者の氏名又は名称及び住所		
5. 経済産業大臣認定書の記載内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号	
	不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項	
6. 認定手続を執る理由		
7. 輸出差止申立て	有	無
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	令和 年 月 日	

- (注) 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当しないことについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。
（貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の2第1項第4号（同法第75条において準用する場合を含む。）に該当しない場合は、当該貨物を輸出することができます。）[注：裏面2及び3参照]
2. 上記7の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。なお、本通知に係る貨物を保税地域に蔵置している場合には、上記8の期間にかかわらず当該貨物について関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。
3. 上記8に記載されている期間中は、証拠を提出し、意見を述べるため疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
4. 関税法第69条の7第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに関し、別途通知する通知日から起算して10執務日（延長があった場合は20執務日）以内に経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができます。
5. 上記7の「輸出差止申立て」欄が「有」である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第69条の10第1項の規定により、一定の期間経過の後、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。
6. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。
- [連絡先]： （税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から 1 月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第 6 9 条の 3 第 5 項（同法第 7 5 条において準用する場合を含む。）の規定により通知されます。
2. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当するか否かを認定するに際して、貴殿の通関実績や過去の認定手続の結果を証拠として採用し、認定の基礎とする場合もあります。これらの点についても証拠を提出し、意見を述べることができます。
3. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸出することができます。
 - (1) 不正競争差止請求権者から輸出の許諾を得て輸出されるもの
 - (2) 上記 (1) の他不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 0 号に規定する不正使用行為により生じた物に該当しないもの
4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物の保税地域（他所蔵置場所を含む。）での廃棄又は滅却を希望する場合には、「輸出取りやめ届出書」（税関様式C第 5619 号）を税関へ提出したうえで、税関職員の立会いの下に行うことができます。
 - (2) 当該貨物に係る不正競争差止請求権者から、その輸出に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸出することができます。
 - (3) 当該貨物の国内への引取りを希望する場合には、「輸出取りやめ届出書」（税関様式C第 5619 号）を税関へ提出したうえで、当該貨物に係る不正競争差止請求権者から、その国内への引取りに関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、国内へ引取ることができます。
 - (4) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (5) 当該貨物を任意放棄することができます。
5. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されますと、関税法第 6 9 条の 2 第 2 項（同法第 7 5 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。